

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	令 和 2 年 5 月 2 6 日 (火 曜 日)		開 議	午 後 1 時 3 0 分
			閉 議	午 後 1 時 5 5 分
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 浅田 赤坂 藤本 西口 <齊藤議長><奥野副議長>			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、熊谷総務係長、鈴木議事調査係長、小野主任			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 0 名 (-)

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

[木曾委員長 開議]

1 6 月 議 会 の 一 般 質 問 に つ い て

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

6 月 議 会 の 一 般 質 問 に つ い て、 1 項 目 ご と に 諮 る こ と と す る。

1 実 施 方 法

<木曾委員長>

実施方法は、個人質問として、持ち時間45分で通常どおり実施することによいか。
—全員了—

2 質 問 内 容

<木曾委員長>

質問内容については、新型コロナウイルス感染症に関する項目の内容は、同内容にならないよう会派内で調整することによいか。
—全員了—

3 本 会 議 出 席 者 数 の 抑 制

(1) 議 員

<木曾委員長>

事務局が考案したとおり、A班とB班に分けて本会議に出席することによいか。
—全員了—

(2) 執 行 部

<木曾委員長>

執行部は、答弁する者や質問内容に直接関係する所管部長以外は、全員協議会室等で傍聴するよう要請するがよいか。
—全員了—

(3) 傍聴者

<木曾委員長>

傍聴者については、傍聴席に議員が着席することもあり、議員から支援者への一般質問傍聴の呼びかけを禁止し、傍聴者数抑制を徹底することでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

一般質問時のインターネット中継については、議場内の密集を避けるため、議員は傍聴席にも着席しているといった内容のテロップを流すことでよいか。

—全員了—

<三上委員>

今回はやむを得ない事情で傍聴席に着席することとなり、動議が出される場合もある。議場をどこまでの範囲で捉えるかということがある。傍聴席も含めた議場に入っているということで、出席扱いにならないのか。体調が悪い議員が出た場合、班を超えて議席に座らなければならないこともある。このように、想定しうることについて確認したい。

<事務局長>

議席が指定されているので、そこを離れると出席扱いにはならないと考える。議場内の出席議員数の表示についても、議席に座っている議員数を表示することになる。

<木曾委員長>

議席に着席している議員数を表示することとなるので、14や15の表示になる。議席を指定している以上はやむを得ないと考える。

<三上委員>

議席に着席しているかということはあるが、議場には参集しているという意識がある。以前、奥村議員が車椅子で出席されていた事例もあるので、かたく考える必要はないのではないのか。

<木曾委員長>

指定された議席以外に着席していても、出席とみなすことができるのか。亀岡市議会だけで判断できることなのか。

<事務局長>

発言に関しては、会議規則には、議員は演壇や議席で発言することとなっている。丸ごと議場を移せば別であるが、議席とは別の場所に着席していれば出席にはならないし、発言もできないことになる。

<西口委員>

発言はできないとしても、特例として、傍聴席に標柱を置いて議席と認めることは本当にできないのか。

<事務局長>

そのような事例はなかった。できないと判断している。

<西口委員>

議会が決定すればよいのではないのか。

<事務局長>

少し時間をいただければと考える。

<西口委員>

傍聴席に着席する議員は発言できないとしても、議場に同席しているので、議席として認めることはできないのか。特例として扱うことの確認はできるのか。

<事務局長>

事務局でよく調査し、6月1日の議会運営委員会で報告させていただく。

<西口委員>

傍聴席も1つの議場という感覚がある。傍聴席で密にならないようにすると満杯になる。前の席との距離が近く間隔が狭いので、傍聴者を確実に制限しないと無理な話である。傍聴者に影響を与えてもいけないし、議員に影響があってもいけない。やむを得ない措置である。報道関係者以外は完全に制限することとなる。事務局でしっかりと確認していただきたい。

<木曾委員長>

傍聴者を完全に制限することは可能であるのか。

<事務局長>

傍聴を禁止することはできない。あくまでも自粛を要請することになる。

<木曾委員長>

調査して6月1日の議会運営委員会で報告することとする。

4 市民憲章の唱和の取り扱い

<木曾委員長>

市民憲章の唱和の取り扱いについて、どのようにするか意見を聞きたい。

<西口委員>

市民憲章唱和は行わないことでよい。

<木曾委員長>

6月議会については、市民憲章唱和は実施しないこととするがよいか。

—全員了—

5 その他の取り組み

<木曾委員長>

消毒液の設置、マスク着用等、会議中のドア・窓の開放、本会議・委員会の傍聴自粛呼びかけ、委員会の出席職員の抑制等は、引き続き実施することでよいか。

—全員了—

<三上委員>

傍聴の禁止はできないと事務局長が説明されたが、「入室はできませんので協力ください」というような発信をしてはどうか。

<木曾委員長>

傍聴席にそのような張り紙をすることはできるか。

<事務局長>

可能である。

<木曾委員長>

そのように取り扱うこととする。

2 その他

(1) 次回の日程について

<木曾委員長>

レジュメに記載のとおりであるので、よろしくお願ひしたい。

13 : 55